

監査基準報告書 900「監査人の交代」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 900</p> <p style="text-align: center;">監査人の交代</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2015年5月29日 改正 2018年10月19日 改正 2019年6月12日 改正 2021年8月19日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 <u>最終改正</u> 2024年9月26日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第41号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 《1. 監査業務の引継 - 監査人予定者及び監査人》 (省 略)</p> <p>9. 監査人予定者は、監査契約の締結の可否を適切に判断するため、前任監査人に対して、監査契約の締結の前に少なくとも次の事項の有無及び該当がある場合にはその内容を質問しなければならない (A4項参照)。 (省 略)</p> <p>(6) 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」第16項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている以下の事項</p>	<p>監査基準報告書 900</p> <p style="text-align: center;">監査人の交代</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2015年5月29日 改正 2018年10月19日 改正 2019年6月12日 改正 2021年8月19日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正</u> 2023年1月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第41号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 《1. 監査業務の引継 - 監査人予定者及び監査人》 (省 略)</p> <p>9. 監査人予定者は、監査契約の締結の可否を適切に判断するため、前任監査人に対して、監査契約の締結の前に少なくとも次の事項の有無及び該当がある場合にはその内容を質問しなければならない (A4項参照)。 (省 略)</p> <p>(6) 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」第14項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている以下の事項</p>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計方針、会計上の見積り及び財務諸表の開示を含む、企業の会計実務の質的側面のうち重要なものについての監査人の見解 ・ 監査期間中に困難な状況に直面した場合はその状況 ・ 監査の過程で発見され、経営者と協議したか又は経営者に伝達した重要な事項 ・ 監査の過程で発見され、監査人が、職業的専門家としての判断において財務報告プロセスに対する監査役等による監視にとって重要と判断したその他の事項 <p>(省 略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計方針、会計上の見積り及び財務諸表の開示を含む、企業の会計実務の質的側面のうち重要なものについての監査人の見解 ・ 監査期間中に困難な状況に直面した場合はその状況 ・ 監査の過程で発見され、経営者と協議したか又は経営者に伝達した重要な事項 ・ 監査の過程で発見され、監査人が、職業的専門家としての判断において財務報告プロセスに対する監査役等による監視にとって重要と判断したその他の事項 <p>(省 略)</p>
<p>(10) 監査基準報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第 11 項及び第 12 項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている未修正の虚偽表示（金融商品取引法監査の場合は中間期における未修正の虚偽表示を含む。）及び同第 4 項に基づき集計した修正済みの虚偽表示</p> <p>(省 略)</p>	<p>(10) 監査基準報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第 11 項及び第 12 項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている未修正の虚偽表示（金融商品取引法監査の場合は各四半期又は中間期における未修正の虚偽表示を含む。）及び同第 4 項に基づき集計した修正済みの虚偽表示</p> <p>(省 略)</p>
<p>11. 監査人予定者は、前任監査人から監査業務の十分な引継を受けられない場合には、第三者への問合せ、又は会社の経営者や監査役等の背景調査を行う等、他の方法により阻害要因に関する情報を収集し（倫理規則R320. 6項参照）、監査契約の締結に伴うリスクを低い水準に抑えることができるか否かについて、より慎重に検討しなければならない（A5項参照）。</p>	<p>11. 監査人予定者は、前任監査人から監査業務の十分な引継を受けられない場合には、第三者への問合せ、又は会社の経営者や監査役等の背景調査を行う等、他の方法により阻害要因に関する情報を収集し（倫理規則第R320. 6項参照）、監査契約の締結に伴うリスクを低い水準に抑えることができるか否かについて、より慎重に検討しなければならない（A5項参照）。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>《Ⅲ 適用指針》</p>	<p>《Ⅲ 適用指針》</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>《2. 監査業務の引継 - 前任監査人》</p>	<p>《2. 監査業務の引継 - 前任監査人》</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>A11. 付録 3 に、前任監査人と監査人予定者及び監査人との間で取り交わす「監査調書の閲覧に伴う守秘義務に関する承諾書」の文例が示されている（第 15 項参照）。</p>	<p>A11. 付録 3 に、前任監査人と監査人予定者及び監査人との間で取り交わす「監査調書の閲覧に伴う守秘義務に関する承諾書」の文例が示されている。（第 15 項参照）。</p>
<p>《3. 相互確認》</p>	<p>《3. 相互確認》</p>
<p>A12. 監査人予定者及び監査人と前任監査人による相互確認は、監査人予定者及び監査人が監査業務の引継に関する内容を記載した議事録を前任監査人に提供し、前任監査人がその内容を確認することにより行われる（第 17 項参照）。</p> <p>議事録には、監査業務の引継の際に行われた監査人予定者及び監査人による質問、それに対する前任監査人の回答、並びに監査人予定者及び監査人への閲覧に供した監査調書の範囲等が記載される（第 8 項及び第 9 項参照）。</p>	<p>A12. 監査人予定者及び監査人と前任監査人による相互確認は、監査人予定者及び監査人が監査業務の引継に関する内容を記載した議事録を前任監査人に提供し、前任監査人がその内容を確認することにより行われる。（第 17 項参照）。</p> <p>議事録には、監査業務の引継の際に行われた監査人予定者及び監査人による質問、それに対する前任監査人の回答、並びに監査人予定者及び監査人への閲覧に供した監査調書の範囲等が記載される（第 8 項及び第 9 項参照）。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>

新	旧
<p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本報告書(2024年9月26日)のうち、<u>企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」(2024年3月27日公表)</u>に関する事項は、<u>2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。</u> <p style="text-align: right;">以 上</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> 倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所:第6項、第11項から第13-2項、第18項、第20項、A1項及びA3項) 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) (上記以外の修正箇所) 本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> 倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所:第12項及びA1項) 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正) (上記以外の修正箇所) 本報告書(2024年9月26日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <u>企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」(2024年3月27日公表)</u> (修正箇所:第9項(10)) <u>監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」(2024年9月26日改正)</u> (上記以外の修正箇所) </div> <p>《付録1 監査人予定者の指定に関する通知書の文例》(A2項参照) (省 略)</p> <p>《付録2 監査人予定者が監査契約の締結前に取り交わす守秘義務についての確認書の文例》(A13項参照) (省 略)</p> <p>《付録3 監査調書の閲覧に伴う守秘義務に関する承諾書の文例》(A11項参照) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> 倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所:第6項、第11項から第13-2項、第18項、第20項、A1項及びA3項) 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) (上記以外の修正箇所) 本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> 倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所:第12項及びA1項) 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正) (上記以外の修正箇所) </div> <p>《付録1 監査人予定者の指定に関する通知書の文例》(A2項参照) (省 略)</p> <p>《付録2 監査人予定者が監査契約の締結前に取り交わす守秘義務についての確認書の文例》(A13項参照) (省 略)</p> <p>《付録3 監査調書の閲覧に伴う守秘義務に関する承諾書の文例》(A11項参照) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上